

石垣市窓口番号案内表示システム等設置事業 仕様書

1 システム構成要件

(1) 番号発券機 (1台)

ア 番号発券機はタッチパネル方式でボタンの業務名称を任意で変更でき、業務数の追加や背景画面の変更、広告表示、階層画面と合せた画面設定が可能であること。

イ カード発券時に用件のある複数の業務を選択できる業務渡り機能を有すること。

ウ 多国言語に対応し発券時に選択した言語が発券カードの印字と呼出し音声に紐づき画面表示およびアナウンスされること。また、6ヶ国語(日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、スペイン語・ポルトガル語)以上に対応していること。

エ 発券カードには4桁の番号が発番でき、業務ごとの使用番号帯と2枚発券の設定ができること。またQRコード・写真画像を挿入することが可能であること。

(2) 交付番号案内システム (1式)

ア 発券カードに印字されたバーコードをバーコードリーダーで読取する方法等により、交付番号案内表示モニターと連動し、音声による呼出しと番号表示を自動的に行えること。

イ バーコードリーダーに接続するパソコンは、15インチ以上のノートパソコン型とする。

(3) 交付番号案内表示モニター (1台)

ア 46インチ以上の薄型とし、来庁者から見えやすい表示であること。

イ 呼出操作機で呼出した番号及び受付窓口番号が表示されること。

ウ 呼出し済み番号の表示が、36コマ以上表示できること。

エ 設置は壁掛け式又は吊下げ式とし、設置場所等については市と協議の上決定する。

(4) 呼出操作機 (6台)

ア 小型軽量・薄型で液晶タッチパネルによる操作であること。

イ 順番呼出し、任意呼出し、再呼出し、保留番号呼出し機能を有し、ヘルプボタン(窓口支援お知らせ機能)が付いていること。

ウ 1台の操作器から全ての業務の呼出しが可能であること。

エ フロアマネージャー機能を有し現在の発券番号と待ち時間が一覧で確認できること。

(5) 呼出用個別表示器 (6台)

ア 呼出操作機と連動し、液晶パネルに4桁までの呼出し番号を表示すると同時に音声呼出しができること。

イ 裏面には待ち人数・待ち時間・受付番号など複数の情報が表示できること。

ウ 色弱者に配慮した黒地白発色で視認性に優れていること。

(6) 受付番号案内表示モニター（1台）

ア 46インチ以上の薄型とし、来庁者から見えやすい表示であること。

イ 呼出操作機で呼出した番号及び受付番号窓口が表示されること。また、業務別待ち数・待ち分や発券番号一覧・窓口呼出状況が表示されること。

ウ 設置は壁掛け式又は吊下げ式とし、設置場所等については市と協議の上決定する。

(7) 広告付き行政情報モニター（1台）

ア 46インチ以上の薄型とし、来庁者から見えやすい表示であること。

イ 設置は壁掛け式又は吊下げ式とし、設置場所等については市と協議の上決定する。

ウ 放映時間は平日の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、休祝日に業務が実施された場合は、時間を延長する。

エ モニターの電源は、自動でオン・オフが行えること。

2 操作研修等の実施

(1) 設置する案内表示システム等の操作マニュアルを作成するとともに、別途指定する日までに、職員に対し操作研修を実施すること。

(2) 機器の使用方法等に関し、利用する職員等からの要請に応じ、適宜、電話や電子メール等により助言を行うこと。

3 故障等緊急時の対応

故障等の原因により案内表示システム等が使用できなくなったときは、速やかに正常な稼動状況に戻すため、修繕し、又は代替機を設置すること。また、そのための体制を構築すること。緊急時に備えてコールセンター（24時間365日）を設置していることが望ましい。

4 広告の審査、放映条件等

(1) 提供者は、広告主の募集、決定及び広告主との調整に関する事項、又は広告の制作、掲載などの一切の業務を自らの責任において実施すること。

(2) 次の各号のいずれかに該当する広告は、放映しない。

① 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの

② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

③ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

④ 選挙、政党若しくは政治団体又は政治活動に関係のあるもの

⑤ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

⑥ 個人、団体等の意見広告又は名刺広告に類するもの

⑦ 公衆に不快又は危害を与えるおそれがあるもの

⑧ その他放映することが不相当と市長が認めるもの

- (3) 広告主及びその広告の内容については、事前に市へ報告し承諾を得ること。
- (4) 広告に関する苦情等については、提供者が責任をもって対処し、問い合わせ先として連絡先電話番号等を明確に表示すること。
- (5) 広告審査については外郭団体へ審査依頼するなど、厳正な審査体制を整えていること。

5 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と提供者が協議して決定するものとする。